

ノトス

第六條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トス任期滿了後再選セリコト得ズ
當選シケル役員ハ如何ナル場合ヲ問ハズ任期中ニ於テ退辭スルコト得ズ

第七條

- 但シ本組合ニ於テ不仕得事由アルヲ認メタル場合ハ此限ニアラズ
- 一 組長ハ組合ヲ代表統轄シ本組合ニ對スル全般ノ事務ヲ處理スルモノトス
- 一 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アル時ハ之ヲ代理ス
- 一 顧問ハ重要事項ノ諮詢機關トス
- 一 相談役ハ役員全部ノ折衝ヲ欲イタル場合ニ相談ニ應ズルモノトス
- 一 幹事ハ組合事務ノ遂行及監査ノ任アルモノトス
- 一 評議員ハ組合諸種ノ方策ニ就キテ評議ニ與カルモノトス
- 一 會計係ハ組合ニ於ケル會計事務ヲ處理シ及金錢ノ出納ヲ掌ルモノトス
- 但シ會計係ハ組長副組長及幹事ノ要求アルハ何時ニテモ會計簿ノ閱覽ニ應ズルモノトス
- 一 登錄係ハ組合ノ加入退會及使用職人ノ雇入解雇移動ヲ直チニ加除訂正シ其他事務所ノ事務ヲ取扱フモノトス
- 但シ職人ノ移動ニ關シテハ雇主解雇主ノ通知ヲ俟ツ之ヲ行フ
- 前項ノ場合ハ速カニ其登錄ヲ組長ニ差出シ被見ノ上變印ヲ受クルモノトス

第八章 加入退會

第八條 本組合ニ加入セントスル者ハ其旨事務所ニ届出ベシ

但シ此届出ハ當部内ニ居住ノ日ヨリ十日以内ニ實行ス可キ事

新ニ開業ノ者亦同シ

第九條 他部内ヨリ除名處分ヲ受ケ當部内ニ加入セントスル者ニ對シテハ當該事務所

ニ其旨通知シ其回答ヲ俟テ許否ヲ定ムルモノトス

第十條 本組合加入者ニハ標章及徽章ヲ交附シ各自問屋ニ出入ノ際ハ必ズ之ヲ佩用ス

可キモノトス

第十一條 本組合員ニシテ不仕得事由ノ爲メ退會セントスルモノハ其旨事務所ニ届出ベシ

但シ此場合ニ於テ其届出正當ナリト認メタルハ特ニ組長ヨリ之ヲ許可スルヲアルベシ

第十二條 脱會者ニ對シテハ組合財産ノ分配及加入金組合費ノ返還ヲナサルモノトス

第四章 權利義務

第十三條 組長副組長及幹事ハ毎月壹回各組合員ニ就テ委託品受渡簿其他貸金明細簿ノ閱覽ヲナスベシ此場合ニ於テハ如何ナル事由ヲ問ハズ絕對ニ之ヲ拒ムコト得ズ